

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」の遵守

1. 基本方針

石油学会の活動を行うにあたり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を遵守する。

2. 禁止行為

石油学会会員、事務局職員及び石油学会が主催する会議等の参加者は、当会の活動を通じ、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に示す行為を含む一切の競争法違反行為及びその疑いを持たれる行為を行わない。

3. 会議開催上の注意事項

会議の開催に際しては、次の対応を行う。

(1) 会議開始時

会議主催者は、会議冒頭において、競争法及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針を遵守することを確認する。

(2) 議事進行時

会議進行者は、問題となるおそれがある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。当該要求にもかかわらず、発言者が発言を中止しない場合、会議進行者は当該会議を直ちに終了し、当該終了事由を議事録に記録する。

会議出席者は、競争法上問題となるおそれがある発言がなされた場合、会議進行者に対してそのことを指摘し、発言者への発言の中止を求める等、会議進行者の適切な議事進行を補佐する。

会議進行者は、競争法上問題となるおそれがある発言があった事実を、石油学会事務局長に報告するものとし、当該発言を行った者に対する注意等適切な対応をとる。

(3) 会議終了後

会議の終了後速やかに議事録を作成するものとする。会議出席者が不適切な言動を行った場合は、必要な事項を議事録に記載するものとする。

以 上